南城市立玉城中学校　学校いじめ防止
基本方針（改訂版）

南城市立玉城中学校　学校いじめ防止基本方針(改訂版)

第１　いじめ防止等のための対策の基本的な方向

１　基本的な考え方

いじめ防止対策推進法(以下、いじめ防止法)第１３条により、本校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。言うまでもなく、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、生徒を取り囲む大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である。このように、社会層総がかりでいじめの問題に対峙するため、本校では、国・地方公共団体・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの早期解決に向けて取り組むものである。

２　いじめの定義

いじめ防止法第２条には、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが重要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

(１)冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
(２)仲間はずれ、集団による無視をされる。
(３)軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
(４)ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
(５)金品をたかられる。
(６)金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
(７)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
(８)パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

３　基本構成員（いじめ防止推進委員会）

	基本構成員	備　　考
（１）	校長	委員長
（２）	教頭	副委員長
（３）	生徒指導主任	
（４）	学年生徒指導	３名
（５）	養護教諭	
（６）	教育相談担当	
（７）	スクールカウンセラー（SC）	毎週金曜日のみ勤務
（８）	スクールソーシャルワーカー（SSW）	本校勤務
（９）	学年主任	
(10)	PTA 会長	
(11)	玉城地区補導員（百名・玉城・船越）	３名
(12)	保護司	
(13)	与那原署	生活安全課少年係
(14)	児童家庭課職員	

(1)～(8)は、生徒指導委員会メンバーであり、学校長(委員長)により、事案に応じて会議の参加を依頼する。また、事案に応じて校長(委員長)より、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者に参加を依頼する場合がある。

４　本校の現状と課題

【現状】

（１）　本校でのいじめの認知状況は、人間関係のトラブルがきっかけとなっているもの、悪口や嫌がらせなどが原因となっているものがある。

（２）　道徳の時間や学級活動、毎月の人権の日において、いじめ防止の取り組みに努める。

（３）　「学校生活」アンケートを毎月、記名式を基本として行い、必要に応じて無記名式でも行っている。

（４）　ＳＳＷ・ＳＣ・市教育相談員のサポート体制が整っており、各関係機関との連携が密にとれている。

【課題】

（１）　他人に迷惑をかけるような行為を行ってしまう生徒に向き合い、学校や社会にうまく適応が図られる指導方法の模索。

（２）　生徒指導の３機能の１つである「共感的人間関係」の育成。

（３）　教職員のいじめ定義に基づく、きめ細かい生徒観察力の向上。

５　いじめ防止等に関する基本的な方針

（１）　自己肯定感の向上や人間関係づくり、多様な児童生徒の状況に対応した支援・指導体制の確立など、魅力ある学校づくりをすすめ、いじめの未然防止に取り組む。

（２）　教育活動全般を通じて、「いじめを絶対に許さない」学校・学級づくりを行う。

（３）　全職員のいじめ定義に関する共通理解のもと、いじめの未然防止・早期発見に努める。

（４）　いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取り組みを行う。

（５）　全職員の共通理解のもと、生徒指導と教育相談体制の充実を図る。

（６）　他機関(児家課・児相所・警察署等)とも連携し、情報交換を密にし、支援体制の充実を図る。

第２　いじめ防止等のための対策内容

１　いじめを未然に防止するための取組

いじめはどの子にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始める。重点的な取組項目・内容は以下の通りである。

（１）　いじめ防止の取り組み

学校体制

①　いじめについて、何がいじめにあたるか、どのように指導していくか、いじめをさせない、見逃さない姿勢を全職員で共通理解できるよう校内研修等において取り組む。

学級担任等

②　日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気づくりを学級全体で行う。

③　はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることと理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者になれるよう促す。

④　一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進める。

⑤　職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

⑥　道徳教育を充実させ、一人一人の人権を大切にする心を育てる。

養護教諭

⑦　学校保健委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

生徒指導担当

⑧　いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。

⑨　日頃から関係機関等を訪問し、情報交換や連携に取り組む。

教育相談担当

⑩　教育相談アンケートを実施して、生徒の変容を把握する。

⑪　担任や学年教育相談等と連携して、生徒に関する情報を収集・共有する。

（2） いじめの早期発見の取り組み

学級担任等

① 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

② 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

③ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

④ 担任一人で抱え込むことのないよう、日頃から所属学年職員との情報交換を密にする。

養護教諭

⑤ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。

生徒指導担当

⑥ 定期的なアンケート調査に計画的に取り組む。

⑦ 休み時間や放課後の巡視等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

⑧ 電話相談窓口等、生徒の悩みが軽減できるような情報について周知する。

教育相談担当

⑧ 教育相談旬間を活用して気になる生徒がいないか確認し、職員間での共通理解を図る。

⑨ 関係職員との連携を密にし、早期発見に向けて情報収集・共有する。

（3） 情報の収集

① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の職員が直ちに現場に駆けつける）

② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがある場合には、真摯に傾聴する。

③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

④ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

⑤ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

（4） 指導・支援体制の確立

① 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導、校長、教頭などで役割を分担）

ア．いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応

イ．その保護者への対応

ウ．教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等

② ささいな兆候であっても、いじめの疑いある行為には、早い段階から的確に関わりを持つことが必要である。

③ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおれがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。

④ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

⑤ いじめの度合いに関わらず、教育委員会に速やかに報告する。重大事態の場合は、学校と教育委員会のどちらが調査していくか検討する。

（5） 生徒への指導・支援

≪いじめられた生徒への対応≫

① いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

② いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や職員、家族、地域の人等）と連携しいじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

③ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

≪いじめた生徒への対応≫

④ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

⑤ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

⑥ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。

⑦ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

⑧ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

⑨　教育上必要があると認められる場合は、学校教育法第１１条の規定に基づき生徒に懲戒を加えることもある。その際、いじめという行為について反省し、健全な生活を送ることができるよう指導する。

≪学級担任等≫

⑩　学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

⑪　いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

⑫　はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

≪組織≫　いじめ防止推進委員会及び関係機関で対応

⑬　状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

⑭　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

⑮　指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

（６）　保護者との連携

≪学級担任を含む複数の教員≫

①　家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

②　いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

③　事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

（７）　インターネット上のいじめの対応

≪未然防止のための取り組み≫

①　情報モラル教育の充実、職員の「ネット上のいじめ」に関する指導力向上を図る。

②　保護者への啓発活動、家庭や地域との連携を図る。

③　教育委員会との連携を図り、ネットパトロールやネット上のいじめ防止パンフレットの配布等に積極的に取り組む。

≪被害生徒への対応≫

④　「ネット上のいじめ」についても決して許されるものではなく、SC の配置や教育相談体制の充実を図り、きめ細かなケアを行い、被害生徒の立場に寄り添った支援をする。

≪加害生徒への対応≫

⑤　ネット上のいじめが起こった背景や事情についても緻密に調べ、粘り強い指導を行う。

⑥　加害生徒が軽い気持ちで書き込みを行ったり、加害生徒自身が悩みや問題を抱えている場合があるため、他のいじめと同様に対応するとともに、加害生徒に対するケアを行う必要がある。

≪全校生徒への対応≫

⑦　情報モラル教育を学校全体として行い、生徒が加害者にも被害者にもならないよう指導を充実させる。

⑧　掲示板やメール、LINE 等で誹謗や中傷を発見した場合は、教職員や保護者に相談するよう事前指導を徹底する。

≪保護者への対応≫

⑨　再発防止に向けて、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方、家庭での留意点などを説明するなど、学校の取り組みに対する保護者の理解を得る。

２　いじめの発見から解決まで

①いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

・いじめが疑われる言動を目撃
・ノート等から気になる言葉を発見
・生徒や保護者から訴え
・「いじめアンケート」から発見
・同僚からの情報提供

必ず報告する。
※独断で判断せず、解決を焦らない。

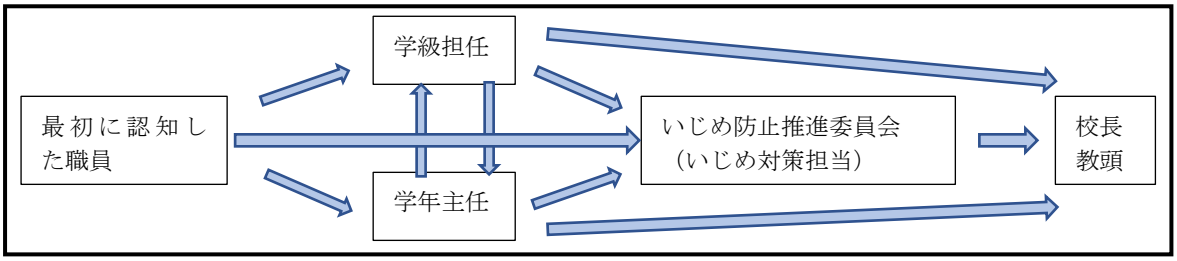

②対応する職員体制の確認（編成）

校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、担任、当該学年職員、養護教諭、教育相談担当、SC、SSW、部顧問等
※事案に応じて、柔軟に編成する。

③対応と方針の決定・役割分担

※いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴等の情報を整理する。
※緊急度の確認、「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認する。
※事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認する。

④事実の究明と支援・指導

※いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
※聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

〈事情聴取の際の留意事項〉
○いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は、安心して話せるよう人目につかない場所や時間帯に配慮して行う。
○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の職員で確認しながら聴取をすすめる。
○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
○聴取を終えた後は、当該生徒の保護者へは職員が直接説明する。
〈事情聴取の段階でしてはならないこと〉
▲いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聴くこと。
▲注意、叱責、説教だけで指導を終えること。
▲双方の言い分だけを聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

⑤いじめの被害者・加害者・周囲の生徒への指導

※被害者、加害者、周囲の生徒への対応、保護者や関係機関との連携

２　重大事態への対応

（１）　重大事態とは

①　いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・生徒が自死を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に被害を被った場合　　・精神性の疾患を発症した場合

②　いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席すると余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

・年間３０日を目安とする

・一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査することが必要

（２）　重大事態発生時の対応

※「いじめ防止推進委員会」を中心に、組織的に対応する。

○いじめの情報の収集と記録　○いじめの情報の迅速な共有　○関係生徒への事実関係の聴取

○指導や支援の体制・対応方針の決定　○保護者との連携　○報道機関への対応

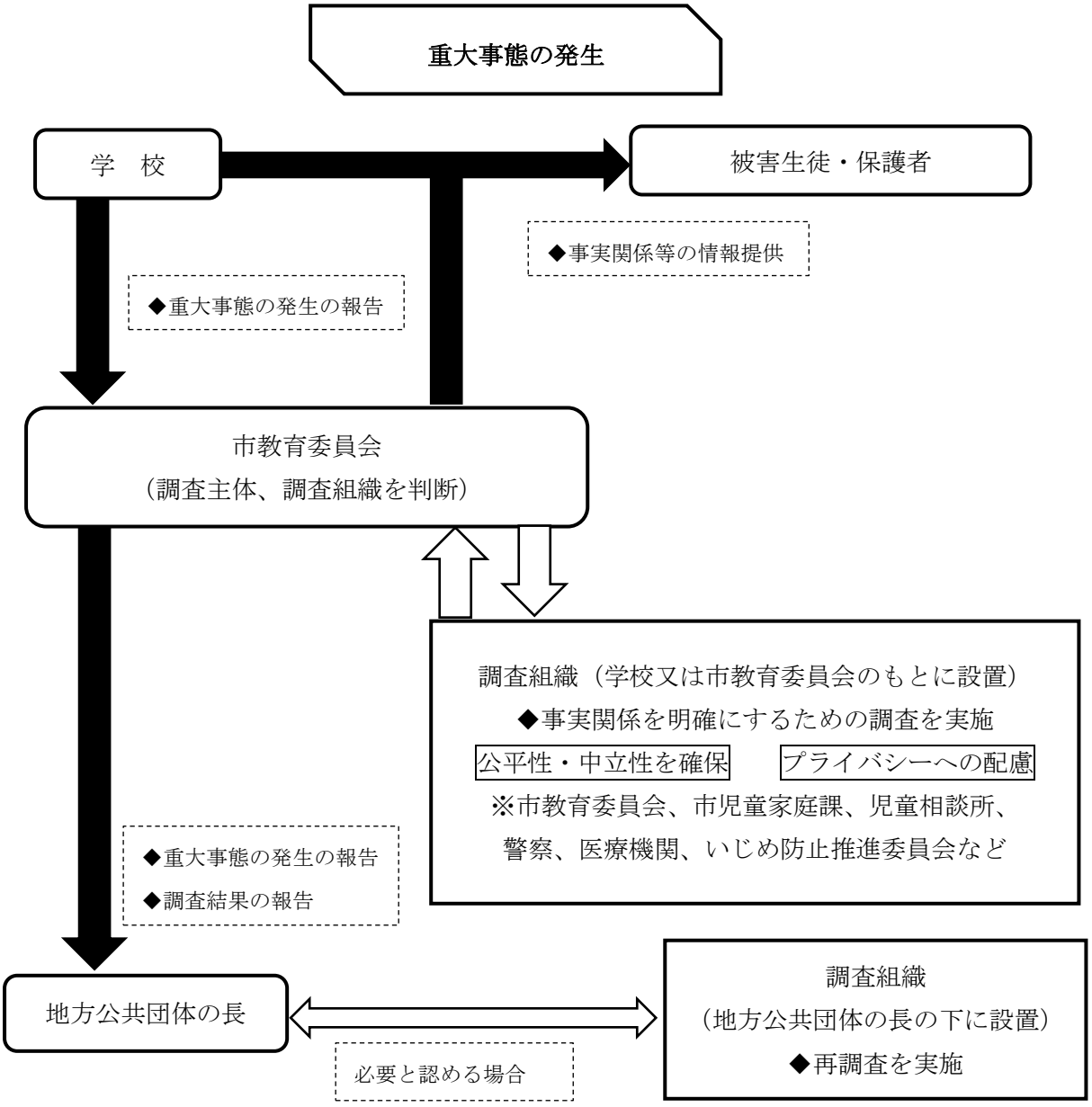

3　いじめ対策年間計画

※いじめに関するアンケートは随時、必要に応じて行う。□■教職員の活動○生徒・保護者の活動

	いじめ対策年間計画	ポイント
4月	□学校間、学年間の情報交換、指導要録の引き継ぎ □いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策委員会編成 □教育相談旬間の実施 ○教育相談事前アンケートの実施と分析 ○教育相談の実施 ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり　【始業式等】 ○保護者へのいじめ対策についての啓発　【資料配付】 ■「学校生活アンケート」の実施	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	□家庭訪問の実施 ○行事（校内陸上等）を通した人間関係づくり ■「学校生活アンケート」の実施	・生徒の係活動、班編制等の場面に留意する。
6月	○話し合い活動「学級の諸問題」　【学級活動】 □教育相談旬間の実施 ■「学校生活アンケート」の実施	・生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。
7月	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ■「学校生活アンケート」の実施	・いじめ対策の点検を行う。
8月	□三者面談の実施 □生徒指導・教育相談に係る研修等への参加 学校生活アンケート ■「学校生活アンケート」の実施	・相談技術の向上を図る。 ・生徒の変化を確認する。
9月	○行事（地区陸上・駅伝大会等）を通した人間関係づくり □教育相談旬間の実施 ■「学校生活アンケート」の実施	・生徒主体の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す。
10月	○話し合い活動「学級の諸問題」　【学級活動】 ■「学校生活アンケート」の実施	・生徒の変化を確認する。
11月	○行事（合唱コンクール等）を通した人間関係づくり ■「学校生活アンケート」の実施	・生徒の人間関係に変化が表れやすい時期である。
12月	○学校評価の実施→生徒・保護者の意見を聞く ■「学校生活アンケート」の実施	・いじめ対策の点検を行う。
1月	□教育相談旬間の実施 ■「楽しい学校生活を送るためにアンケート」の実施	・生徒の変化を確認する。
2月	○話し合い活動「学級の諸問題」　【学級活動】 ■「学校生活アンケート」の実施	・クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期である。
3月	□記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 □小中の情報連携のための連絡会 ■「学校生活アンケート」の実施	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐ準備をする。

4　各関係機関との連携

・深刻な事案が発生した時も考慮して、各関係機関との連携を密に行っておく。

連携を必要とする状況	関係機関
①いじめの発見状況を報告する。 ②対応方針について相談する。	市教育委員会 教育事務所・県教育委員会
③指導方針や解決方法について説明する。 ④生徒や保護者への対応方法を相談する。	市教育委員会 市児童家庭課など
⑤いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。	児童相談所・医療機関・ 警察署
⑥いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	
⑦いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケアが必要である。	

5　評価の項目及び内容

視点①　いじめの未然防止・早期発見の取り組みについて

本校の生徒に対する定期的なアンケートや調査の実施状況、学校評価アンケートをもとに生徒及びその保護者がいじめに関わる相談を行うことができる体制作りに取り組めたかを評価する。

視点②　いじめに対する指導・対応について

いじめがあった場合の事実確認と教育委員会等への報告状況、いじめを受けた生徒へ又は保護者への支援状況、いじめを行った生徒への指導状況、いじめを行った生徒の保護者に対する助言状況などを評価する。

視点③　いじめに対する組織体制について

いじめ防止推進委員会の活動状況、職員の協力・指導体制の状況、犯罪行為に該当するいじめを発見した場合の警察との連携状況、家庭や地域、関係機関との連携の取り組み状況などを検証する。